

公 示

仙台高等専門学校は、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公示します。

記

1. 処分年月日 平成27年9月10日

2. 被処分者 技術専門職員

3. 処分の内容 停職7日

4. 処分理由の概要

同人は、平成27年4月28日酒気帯びの状態で自家用車を運転し、単独物損事故を起こした。これにより、同年6月18日付け略式命令により罰金が確定した。同人の行為は、本校及び独立行政法人国立高等専門学校機構の名誉及び信用を著しく傷つける行為である。

5. 校長コメント

本校の職員に対して本件懲戒処分を行う事態になったことは、誠に遺憾であり、関係各位へ大変ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後は、全ての教職員に対し法令遵守意識のさらなる向上を図り、本校の信頼回復に努めてまいります。

平成27年9月10日

独立行政法人国立高等専門学校機構
仙台高等専門学校

校長 内田 龍男